

①1号及び2号の副食費については、月額4,500円(※)を徴収します。

②3号(0~2歳児クラス)の給食費は、これまでどおり保育料に含まれるため、変更はありません。

③免除の対象となる世帯へは、町から通知を送付します。

④満3歳児の1号認定は別途主食費(月額2,000円)を徴収します。(ただし、第1階層を除く。)

※費用については、変更となる場合があります。

副食費の免除対象の範囲

副食費を免除する範囲

(1号)市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯及び第3子以降

(2号)市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯及び第3子以降

※2号のうち、ひとり親世帯・在宅障がい児(者)のいる世帯については、

市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯が免除対象となります。

1号及び2号(ひとり親世帯・在宅障がい児(者)のいる世帯)認定		2号認定(左記以外の世帯)					
各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
第1	生活保護世帯						
第2	市町村民税非課税世帯						
第3	市町村民税所得割						
第4-1	48,600円以上						
の一部	57,700円未満						
第4-1	57,700円以上						
の一部	72,800円未満						
第4-2	72,800円以上						
	77,101円未満						
第5-1	77,101円以上	4,500			4,500		
	97,000円未満						
第5-1	97,000円以上						
	133,000円未満						
第5-2	133,000円以上						
	169,000円未満						
第6-1	169,000円以上						
	235,000円未満						
第6-2	235,000円以上						
	301,000円未満						
第7	301,000円以上						
	397,000円未満						
第8	397,000円以上						